

第3回名立区地域協議会 次第

日時：令和4年6月11日（土） 午後1時30分から
場所：名立区総合事務所 2階 第2会議室

1 開 会

2 協議事項

(1) 地域活動支援事業の審査及び事業決定 …資料 No. 1、No. 2

3 その他事項

4 閉 会

地域活動支援事業の審査の進行手順

～審査開始前に

○以下の項目について、事務局から説明し、委員による確認・協議を行う。

- 1 提案事業の確認
- 2 審査の流れの確認
- 3 名立区審査方針の再確認
- 4 基本審査について
- 5 審査項目と採択基準点について
- 6 条件付き採択について
- 7 欠席委員の採点の可否の報告
- 8 各事業において審査から外れる地域協議会委員の確認
- 9 集計後の流れの確認と全体協議について

～審査開始

○1事業ごとに配布する「採点票」により、個人審査（採点）を実施する。

- ・審査は、事前の書類審査の他、提案者によるプレゼンテーションにより行う。
- ・提案者のプレゼンテーション（5分）、委員から質疑（5分）終了後、提案者は部屋から退出する。その後、委員各個人で採点する。

～採点終了から全体協議へ

○採点結果集計後、委員全体協議を行い、最終的な採択の決定を行う。

- ・基本的には、審査委員全体の平均点で30点を上回るものが採択となる。
- ・委員同士で共通意識を持つため、提案事業ごとに採択・不採択理由などの全体協議を行う。（採択・不採択事業に関わらず全て実施する。）
- ・条件付き採択とする場合の具体的な理由を委員全体で協議する。
- ・不採択とする事業について、提案者にその理由を伝えるため具体的な理由を委員全体で協議する。

令和4年度上越市地域活動支援事業名立区審査方針

この方針は、上越市地域活動支援事業を採択するにあたり、名立区地域協議会で審査する際に必要な事項を定める。

1 名立区地域協議会の事業審査等の内容

名立区総合事務所長から審査依頼を受けた提案事業の採択の可否等について、地域協議会で審査を行う。

- (1) 提案事業の審査
- (2) 審査結果に基づく採択事業の優先順位付け
- (3) 優先順位に基づく補助事業費の調整
- (4) その他審査に関連する事項

2 採択方針

名立区の地域特性・地域資源である豊かな自然の恵み（不動山～名立川～日本海のラインを縦軸とし、その周辺に広がる豊かな自然）をいかし、名立区が目指す将来像である「だれもがいつまでも住みよいまちづくり」に向けて、地域住民が自主的、主体的に取り組む事業を採択する。

<地域特性・地域資源の視点>

「地域特性・地域資源」とは、自然環境にとどまらず、歴史文化、教育、産業、交通など、名立区の有する地域の特徴や魅力全体を指すものであり、そうしたものをいかす事業として下記の事業区分にあるような取組みが挙げられる。

事業区分
1.地域特性、地域資源をいかしたまちづくり事業
2.景観形成、生活環境の向上事業
3.安全安心な地域づくり事業
4.健康・福祉の充実事業
5.教育・文化・スポーツ活動の振興事業
6.自然環境保全事業
7.地域特性、地域資源をいかした観光振興事業
8.地域間等との交流事業
9.その他、名立区の活性化につながる事業

3 審査基準

上越市地域活動支援事業の事業提案について、下表の審査基準に基づき審査する。

(1) 全市共通の審査項目

審査項目	審査基準	点数
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるかどうか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 	5・4・3・2・1・0 点
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 地域の実情や住民要望に対応したものか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。 	5・4・3・2・1・0 点
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。 	5・4・3・2・1・0 点
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。 	5・4・3・2・1・0 点
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		⑦ 点

(2) 名立区独自の審査項目

審査項目	審査基準	点数
①地域課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域の課題についての認識はあるか。 	5・4・3・2・1・0 点
②地域特性・地域資源の視点	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性、地域資源が何か的確にとらえているか。 	5・4・3・2・1・0 点
③地域特性・地域資源の活用方法	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性、地域資源を有効に活用しているか。 	5・4・3・2・1・0 点
④事業効果	<ul style="list-style-type: none"> この事業で何を期待するか。 地域課題の解消につながるものか。 	5・4・3・2・1・0 点
⑤名立区の将来像	<ul style="list-style-type: none"> 将来像とのつながりや整合性があるか。 	5・4・3・2・1・0 点
小 計 (25点満点)		① 点

合 計 (50点満点)	⑦+① 点
-------------	-------

- ・ 5点…優れている
- ・ 4点…やや優れている
- ・ 3点…普通
- ・ 2点…やや劣っている
- ・ 1点…劣っている
- ・ 0点…評価に値しない

(3) 採択基準点

提案事業の採択基準点は、審査員の全体の採点の平均点で30点を上回るものとする。

4 補助率及び補助金の交付

(1) 補助金の額

補助金額は、1事業につき下限を5万円、上限を100万円とし、千円単位で交付する(千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)。

ただし、同一団体が複数の事業を申請する場合は、補助金額の合計が100万円を超えないものとする。

(2) 補助率

補助率は、原則的に補助対象事業費の100%とする。

5 その他

(1) 事業実施年度

上越市地域活動支援事業は、当該年度内に事業が完了するものとする。

なお、複数年におよぶ継続事業の場合でも、各年度で事業提案を行い、審査を受けるものとする。

(2) 事業総額が予算を超える場合

採択(予定)事業の補助希望額が予算を超える場合は、地域協議会において予算の範囲内になるように調整する。

(3) 利害関係を有する地域協議会委員の審査除外

提案事業の審査に際し、地域協議会の委員が事業提案団体等の役員の場合は、その提案事業の審査からはずれるものとする。

(4) 事業実施条件等

地域協議会で事業実施内容に条件を付することができる。

(5) 提案者の説明(プレゼンテーション)

地域協議会の審査にあたり、必要に応じて提案者の説明(プレゼンテーション)を実施し、提案者との質疑応答の後、採点を行うものとする。

※ この審査方針は、令和4年2月22日開催の令和3年度第11回地域協議会において策定した。

上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する内規

1 目的

この内規は、上越市地域活動支援事業名立区審査方針に関する詳細な事項について定める。

2 審査方法等について

(1) 提案者の説明（プレゼンテーション）

- 提案者による事業説明は5分以内、説明後の質疑応答は5分以内とする。
- プレゼンテーション前に提案された事業内容の採択にあたり、条件を付けたり、補助金を減額する場合があることを提案者に説明するとともに、提案者から了解を求める。

(2) 基本審査

- 事業提案書を受け付ける段階で、地域活動支援事業の目的と合致しているか確認していることから、基本審査は行わない。

(3) 全体協議

- 全市共通審査及び名立区独自審査に関して、採点後にそれぞれの提案事業ごとに委員全体で協議し、点数を確定させて採択等を決定する。
- 採択の可否決定後に採択条件や不採択理由など、提案者に伝える事項がある場合は具体的な内容について、委員全体で協議する。
- 採択基準点を上回ったものの、全体協議において内容や事業費を再考することを条件とした場合、提案者と事務局が調整を行い、改めて提出された提案書に基づき会長が可否を決定する。

(4) 補助金額の調整

- 採択の結果、助成事業の補助金額の合計が名立区の配分額を超える場合は、採択した全事業について委員全体で協議し、補助金額を決定する。

3 その他

この他に審査に関する必要事項がある場合は、委員全体で協議のうえ定めるものとする。

※ この内規は、令和4年2月22日開催の令和3年度第11回地域協議会において策定した。